

# 教育事業者の皆さまへ

---

## 令和6年度千葉市学校外教育バウチャー事業 こども未来応援クーポン参画事業者への ご登録に関する説明資料（概要）

事業実施 千葉市こども未来局こども未来部こども家庭支援課  
（運営事務局：公益社団法人チャンス・フォー・チルドレン）

こども未来応援クーポンの利用先としてご登録いただき、子どもたちへの多様な教育機会の提供にご協力ください。

※事業者様の資金面での負担はありません

## 千葉県学校外教育バウチャー事業とは

- ✓ 千葉県こども未来局こども未来部こども家庭支援課が2019年度から実施している事業です。
- ✓ 千葉市内在住の生活保護受給世帯または児童扶養手当全部支給世帯の小学5年生及び6年生の児童に、登録された学習塾や習い事等で利用できるこども未来応援クーポンを提供します。

# 参画事業者ご登録の条件

## 参画事業者の登録条件

千葉市内で、小学生を対象とした学習塾や文化・スポーツ教室等を運営している法人、任意団体、個人事業主であること

※詳細な条件は「千葉市学校外教育バウチャー事業（こども未来応援クーポン）参画事業者募集要項」をご確認ください。

### ✓ 利用期間（最大）

2024年4月1日～2025年3月31日

### ✓ 利用対象者

千葉市内在住の小学5年生及び6年生の児童であって、以下1，2のいずれかにあてはまる者

1. 生活保護受給世帯に属していること
2. 児童扶養手当全部支給世帯に属していること

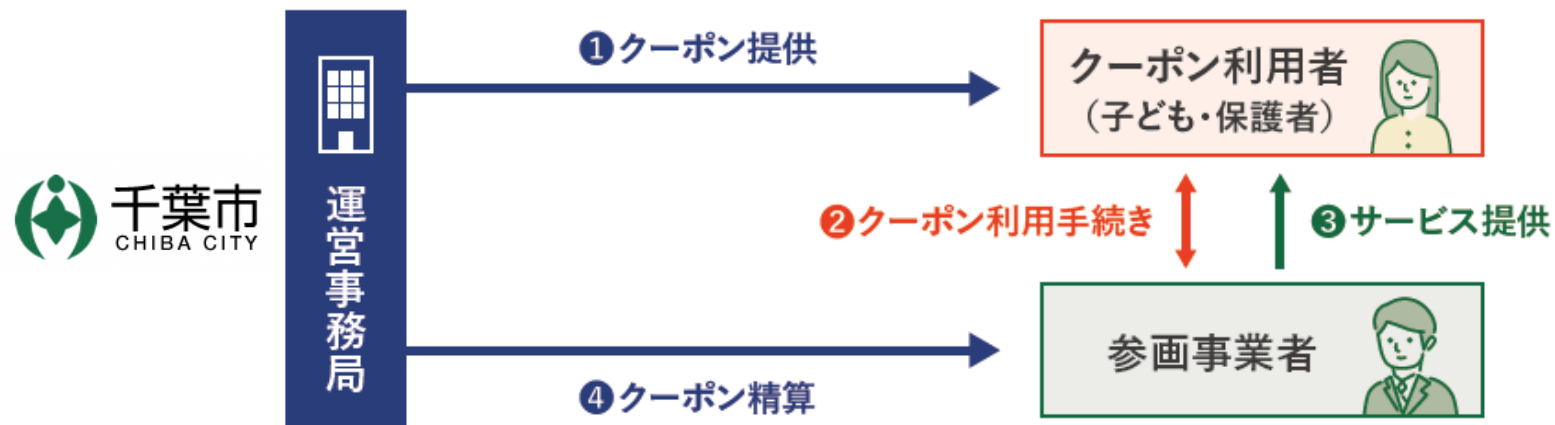
※定員：230名（各学年115名）

### ✓ 提供額

一人あたり最大120,000円分

※ただし、4月以降に交付決定をした対象者に対しては、1万円を残りの月数（翌月から起算）に乗じた額を交付額とします。

# クーポン利用・入金の流れ



①クーポン提供	千葉市および運営事務局は、子ども・保護者にクーポンを提供します。
②クーポン利用手続き	クーポン利用者と参画事業者は、互いにクーポン利用手続きを行います。
③サービス提供	参画事業者は、学習や文化・スポーツ等の学校外教育サービスを提供します。
④クーポン精算	運営事務局は、クーポン利用登録データに基づき、参画事業者に支払いを行います。

参画登録時に指定いただいた口座へ入金します。（毎月末締め／翌月10日入金）  
※支払い月が1月と5月の場合のみ15日入金とさせていただきます。  
※金融機関が休業日の場合、翌営業日の入金となります。

# クーポン利用手続きのイメージ

インターネットを利用してクーポン利用手続きを行います。

※特別なソフト等は必要ありません。インターネットに接続できるPCやスマートフォンがあれば手続き可能です。

参画事業者が以下のようにクーポン利用登録データを作成し、利用者がそれを承認することで、クーポン利用が確定します。

The screenshot shows a web form for coupon registration. At the top, it says 'スタディクーポン学習塾 A教室' (Study Coupon Learning Center A Classroom) and '教室名を確認' (Check classroom name). The main title is 'クーポン利用内容の入力 (単発)' (Coupon Usage Content Input (One-time)).

Step 1: '利用者コード 必須' (User Code Required). Below it, a text box contains a search icon and 'クーポン利用者を照会' (Search for coupon user). A red box highlights this area with the number 1.

Step 2: 'サービス名 (摘要) 必須' (Service Name (Summary) Required). Below it, a text box contains '例: 4月分月謝' (Example: April monthly fee). A red box highlights this area with the number 2.

Step 3: 'クーポン利用日 必須' (Coupon Usage Date Required). Below it, a date picker shows '20xx-07-01'. A red box highlights this area with the number 3.

Step 4: '利用するクーポン 必須' (Coupon to be used Required). Below it, a text box contains '例: 5000' and 'pt'. A red box highlights this area with the number 4.

At the bottom, there are two buttons: '戻る' (Back) and '確認画面に進む' (Proceed to confirmation screen). A red box highlights the '確認画面に進む' button with the text '最後にクリック' (Click finally).

Four numbered text boxes on the right provide instructions for each step:

- 1 利用者に確認した利用者コードを入力し、「クーポン利用者を照会」をクリックします。クーポン利用者の氏名が正しく表示されたことを確認してください。
- 2 クーポンを利用するサービスの名称(摘要)を入力します。
- 3 クーポン利用日を設定します。(初期設定では当日の日付が入っています) ※1ヶ月後までの日付を設定できます。
- 4 利用するクーポンのポイント数を入力します。

\* 定期的なクーポン利用がある場合、まとめてクーポン利用登録データを作成する方法もあります。

## 1 申請書類の提出

次の書類を、運営事務局までご提出ください。

- 申請書類
1. 千葉市学校外教育バウチャー（こども未来応援クーポン）事業参画事業者登録申請書（第5号様式）
  2. サービス内容及び費用が記載された文書（チラシ・パンフレット等）
  3. 以下のいずれかの書類（形態によって異なります）
    - ・ 法人：法人の登記簿謄本又は登記事項証明書
    - ・ 任意団体：直近の法人税納税証明書その2
    - ・ 個人：直近の所得税確定申告書の写し

送付先 〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町1丁目13-24 錦ビル7F  
公益社団法人チャンス・フォー・チルドレン「こども未来応援クーポン事業者」受付係

※詳細は、参画事業者募集要項をご確認ください

## 2 審査・登録

申請書類の到着後、審査を行い、登録の決定を通知します。  
その際、「参画事業者の手引き」を同封します。  
※審査の結果、登録に至らない場合もあります。あらかじめご了承ください。

## 3 クーポン利用者への通知

参画事業者の情報は、クーポン利用者に文書等で通知します。



多くの自治体で同様の事業が実施されています。  
(東京都渋谷区、大阪府大阪市、佐賀県上峰町など)

日本経済新聞 (2017.10.12)



読売新聞 (2018.6.13)

